

小山町コミュニティバス広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、小山町広告掲載要綱（平成20年小山町告示第16号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、小山町が町内のバス交通空白地域を解消し、高齢者や学生などの移動手段を確保するとともに、町民の交流を促進し、町民の利便性を高め、町全体の活性化を図る目的で運行するバス（以下「コミュニティバス」という。）に係る有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 コミュニティバスに掲載する広告の種類は次のとおりとする。

- (1) 車外広告
- (2) ヘッドレストカバー広告
- (3) 窓用車内ステッカー広告

(広告の企画、掲載料等)

第3条 前条各号に規定する広告の規格及び掲載料等は次の表のとおりとする。

(1) 掲載対象車両

名称	運行時間	運行日数
①1号車（赤）	平日8:00～19:00、土休日8:00～18:00	361日
②2号車（青）		
③3号車（緑）	平日8:00～19:00	203日

※12月31日～1月3日は運休。

(2) 広告の規格及び掲載料等

種類（掲載可能数）	規格（縦×横）等	掲載方法	掲載期間	掲載料（1箇所あたり）
①②車外広告A（各1箇所）	400mm×400mm以内	マグネットシート	1か月単位（最大12か月）	5,000円/月額
③車外広告A（1箇所）	400mm×400mm以内	マグネットシート	1か月単位（最大12か月）	4,000円/月額
①②車外広告B	130mm×1,200mm	マグネット	1か月単位（最	5,000円/月額

(各1箇所)	以内	シート	大12か月)	
③車外広告B(1箇所)	130mm×1,200mm 以内	マグネット シート	1か月単位(最 大12か月)	4,000円/月額
①②車外広告C (各1箇所)	400mm×400mm以 内	マグネット シート	1か月単位(最 大12か月)	5,000円/月額
③車外広告C(1 箇所)	400mm×400mm以 内	マグネット シート	1か月単位(最 大12か月)	4,000円/月額
①②車外広告D (各1箇所)	130mm×1,200mm 以内	マグネット シート	1か月単位(最 大12か月)	5,000円/月額
③車外広告D(1 箇所)	130mm×1,200mm 以内	マグネット シート	1か月単位(最 大12か月)	4,000円/月額
①②車外広告E (各1箇所)	270mm×1,200mm 以内	マグネット シート	1か月単位(最 大12か月)	5,000円/月額
③車外広告E(1 箇所)	270mm×1,200mm 以内	マグネット シート	1か月単位(最 大12か月)	4,000円/月額
①②ヘッドレス ト広告(A5横, 各8箇所)	A5横(148mm× 210mm)以内	チラシ(1 箇所100枚 程度)	1か月(最大 12か月)	500円/月額
③ヘッドレスト 広告(A5横,8 箇所)	A5横(148mm× 210mm)以内	チラシ(1 箇所100枚 程度)	1か月(最大 12か月)	400円/月額
①②ヘッドレス ト広告(A6縦, 各16箇所)	A6縦(148mm× 105mm)以内	チラシ(1 箇所100枚 程度)	1か月(最大 12か月)	400円/月額
③ヘッドレスト 広告(A6縦,16 箇所)	A6縦(148mm× 105mm)以内	チラシ(1 箇所100枚 程度)	1か月(最大 12か月)	300円/月額
①②窓用車内ス テッカー広告(200mm×200mm以 内	ステッカー	1か月(最大 12か月)	500円/月額

各 7 箇所)				
③窓用車内ステッカー広告 (7 箇所)	200mm×200mm 以内	ステッカー	1 か月 (最大 12 か月)	400 円/月額

※具体的な掲載箇所は「広告掲示箇所 (別紙)」を参照。

(掲載可能な広告等の範囲)

第 4 条 コミュニティバスに広告を掲載することができる者、広告のデザイン及び掲載内容の範囲は、小山町広告掲載要綱及び小山町コミュニティバス広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

- 2 前項の規定に反する内容を取り扱う広告は掲載しない。
- 3 広告物が、発光、蛍光又は反射をする材料を使用するものその他交通の安全を妨げるおそれのあるもの場合は、当該広告は掲載しない。

(広告の掲載順位)

第 5 条 掲載する広告は、公共性及び地域性の高いものを優先するものとし、その順位は次のとおりとする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のあるもので、町内に事業所等を有するもの
- (3) 町内に事業所等を有するもの
- (4) 前各号に掲げるもの以外のもの

(広告の掲載期間)

第 6 条 広告を掲載する期間は、1 か月単位とする。

- 2 広告の掲載は、掲載を始める月の 1 日から掲載を終える月の末日までとする。
- 3 広告掲載希望者が望むときは、町長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。ただし、掲載期間が複数年度にまたがる申込みはできないものとする。

(広告の募集)

第 7 条 広告の募集は、町の媒体 (広報誌・町ホームページ等) で公募することとする。

(広告掲載の申込み等)

第 8 条 コミュニティバスへの広告掲載希望者は、原則として掲載を希望する日の 1 か月前までに、小山町コミュニティバス広告掲載申込書 (様式第 1 号) に広告の原稿その他必要な書類を添えて町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、広告掲載の可否を決定し、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に対し、小山町コミュニティバス広告掲載申込結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告主の責務)

第10条 前条の規定により広告を掲載する旨の通知を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、広告の内容に関する全ての事項について、一切の責任を負わなければならない。

- 2 広告主は、肖像権や知的所有権等、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、第三者から広告に関連して損害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、当該広告に起因して小山町に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。
- 5 広告主は、広告の掲載を始める日の10日前までに、広告物を町が指定する場所に納品しなければならない。

(費用負担等)

第11条 広告を掲載するための媒体(以下「広告物」という。)の作成に係る費用は、広告主の負担とする。

- 2 掲載された広告が破損、汚損又は滅失したときにおいて、その修復に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、その破損、汚損又は滅失が町の責めに帰すべき事由である場合は、その限りではない。
- 3 広告物の納品又は返却に係る費用は、広告主の負担とする。
- 4 広告物の作成に当たっては、可能な限り町内事業者を活用するものとする。
- 5 広告主は、広告掲載料金を町長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告主の届出義務)

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、小山町コミュニティバス広告内容変更届出書(様式第3号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき
- (2) 広告の内容を変更するとき
- (3) 前2号に規定するもののほか、小山町コミュニティバス広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき
(広告掲載の取り消し)

第13条 町長は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告の内容が第4条の規定に反するものと判断したとき
- (2) 指定する期日までに広告掲載料金の納付がないとき
- (3) 広告主から前条の規定による広告掲載取下げの申出があったとき
- (4) 前各号に規定するもののほか、広告掲載が適切でないと町長が判断したとき

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、小山町コミュニティバス広告掲載取消通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還等)

第14条 既納の掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により町長が広告の掲載を取り消した場合は、その全部又は一部を返還する。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料金は、既納の広告掲載料金のうち、広告掲載の決定を取り消した日から掲載を終える日までの期間（その期間に1か月未満の端数があるときは、これを1か月とする。）に係る広告掲載料金とする。

3 第1項ただし書の規定による返還を受けようとする者は、小山町コミュニティバス広告掲載料金返還請求書（様式第5号）により町長に請求するものとする。

(掲載期間の延長)

第15条 広告主の責に帰さない理由により、町長が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 第13条の規定により広告掲載の決定を取り消した場合は、広告掲載期間の延長は行わない。

(免責)

第16条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償等を町に請求しないものとする。

- (1) 火災、地震、風水害、落雷等の天災
- (2) 事故、車両点検等による停止
- (3) 広告掲載の初日及び最終日において、更新作業等による停止

2 町長は、次の各号に掲げる場合において広告主に損害が生じたときにおいても、その賠償の責めを負わない。

- (1) 前項各号により広告の掲載を停止した場合
- (2) 第13条の規定により広告の掲載を取り消した場合
- (3) 掲載した広告物に破損、汚損、滅失、盗難等が生じた場合
(裁判管轄)

第17条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、小山町の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第18条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

小山町コミュニティバス広告掲載申込書

小山町長 様

申込者 住所（所在地）
 氏名（代表者）
 担当者氏名
 電話番号
 e-mail

小山町コミュニティバスに広告を掲載したいので、小山町コミュニティバス広告取扱要領第8条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

希望する広告媒体 （希望するものに○ を付けてください。）	①1号車 車外広告（ A ・ B ・ C ・ D ・ E ） ヘッドレスト広告 A5（ ）箇所 A6（ ）箇所 窓用車内ステッカー広告（ ）箇所 ②2号車 車外広告（ A ・ B ・ C ・ D ・ E ） ヘッドレスト広告 A5（ ）箇所 A6（ ）箇所 窓用車内ステッカー広告（ ）箇所 ③3号車 車外広告（ A ・ B ・ C ・ D ・ E ） ヘッドレスト広告 A5（ ）箇所 A6（ ）箇所 窓用車内ステッカー広告（ ）箇所
掲載希望期間	年 月から 年 月まで（ か月）
広告の内容	

※添付書類

- ・掲載する広告の原稿（電子媒体又は紙媒体）
- ・会社・団体の概要が分かる案内、パンフレット等

申込みに当たり小山町広告掲載要綱、小山町コミュニティバス広告掲載基準、小山町コミュニティバス広告取扱要領の内容を遵守します。

また、町税の納付状況を調査、確認することに同意します。

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

小山町コミュニティバス広告掲載申込結果通知書

様

小山町長 氏 名 印

令和 年 月 日付で申し込みがありました小山町コミュニティバスへの広告掲載について、次のとおり通知します。

区 分	掲載します	掲載しません
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月）	
広告掲載料金	円	
掲載しない理由		
その他		

- 備考 1、広告掲載料金は、 年 月 日までに、同封の納入通知書により指定の場で納付してください。
2、広告の掲載に当たっては、小山町コミュニティバス広告取扱要領の規定を遵守してください。

様式第3号（第12条関係）

小山町コミュニティバス広告内容変更届出書

小山町長 様

申 込 者 所 在 地 〒

名 称

代表者職氏名

印

小山町コミュニティバスの広告掲載について、下記のとおり変更がありましたので届け
出ます。

変 更 内 容	変更前	
	変更後	
連 絡 先	担当者 部署・氏名 <small>ふりがな</small>	
	TEL	
	e-mail	
備 考		

様式第4号（第13条関係）

第 号
年 月 日

小山町コミュニティバス広告掲載取消通知書

様

小山町長 氏 名 印

小山町コミュニティバス広告掲載について、次のとおり取り消しましたので通知します。

取消し年月日	年 月 日
取消した理由	

様式第5号（第14条関係）

年 月 日

小山町コミュニティバス広告掲載料金返還請求書

小山町長 様

請 求 者 所 在 地 〒
名 称
代表者職氏名 印
電話番号

小山町コミュニティバス広告掲載料金について、次のとおり返還を請求します。

返還金額	円
返還期間	年 月から 年 月まで（ か月分）
振込先 金融機関	銀行 金庫 本店・支店 農業協同組合
	預金種目 1、普通 2、当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人（カカナ）

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。